

清水赤十字訪問看護ステーション利用料金表

《精神科訪問看護の利用料金》

1. 精神科訪問看護基本療養費 1日につき

訪問看護		料金	1 割	2 割	3 割
基本療養（Ⅰ） 看護師週 3 日まで	30 分未満	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
	30 分以上	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
基本療養（Ⅰ） 看護師週 4 日目以降	30 分未満	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
	30 分以上	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
基本療養（Ⅱ） 同一建物居住者(2人) 看護師週 3 日まで	30 分未満	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
	30 分以上	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
基本療養（Ⅱ） 同一建物居住者(2人) 看護師週 4 日目以降	30 分未満	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
	30 分以上	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
基本療養（Ⅲ） 同一建物居住者(3人↑) 看護師週 3 日まで	30 分未満	2,130 円	213 円	426 円	852 円
	30 分以上	2,780 円	278 円	556 円	834 円
基本療養（Ⅲ） 同一建物居住者(3人↑) 看護師週 4 日目以降	30 分未満	2,550 円	255 円	510 円	765 円
	30 分以上	3,280 円	328 円	656 円	984 円
基本療養（Ⅳ）	外泊時の訪問看護	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

2. 加算

		料金	1 割	2 割	3 割
管理療養費	毎月の初日	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
	2 日目以降 管理療養費 1	3,000 円	300 円	600 円	900 円
複数名精神科訪問看護加算（30 分未満を除く） （主治医の指示がある場合）	1 回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	2 回	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
	3 回 ↑	1,4500 円	1,450 円	2,900 円	4,350 円
退院時共同指導加算 月 2 回を限度		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
退院支援指導加算（退院日訪問）		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
長時間訪問精神科訪問看護加算(90 分を超えた場合) (別表 7. 8. 特別指示書が該当)		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
訪問看護情報提供療養費 1・3 (月1回)		1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算（月 1 回）		50 円	5 円	10 円	15 円

＊自立支援医療（精神通院医療）の対象者には、自立支援医療受給者証（精神通院）、また、世帯の所得区分に応じた自己負担上限額（月額）が設定されている場合は、自己負担上限額管理票が交付されます。

◆ ◆保険外料金◆ ◆

*医療保険を適用できる訪問は、週3回まで（1日単位）です。

*週4回以上は自費となります。ただし、特別な場合（厚生労働大臣の定める疾病等や、医師の特別指示による14日間）は、除きます。

*すべての方に、自己負担とさせていただきます。

項目	内訳	金額
超過料金	2時間を超える 1時間につき	1,365 円
平日時間外料金	1回につき 2時間まで	3,360 円

交通費	1回の訪問往復で 4Km未満	220 円
	1回の訪問往復で 4Km以上 10Km未満	440 円
	1回の訪問往復で 10Km以上	660 円
キャンセル料 (やむを得ない事情は除く)	前日まで	無料
	当日	自己負担分の30% 上限 1,000 円
永眠時の処置料		10,000 円
4回目/日以降の訪問（特別指示書の交付以外が対象）		5000 円/30 分
衛生材料・医療材料・おむつなど		自費
公共交通機関（ハイヤーなど）		実費

消費税込

精神科訪問看護サービスにかかる加算

<病状や訪問状況、指導等により加算されます>

☐管理療養費

訪問看護管理療養費は、安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションが、訪問看護計画書や訪問看護報告書を主治医に提出するとともに、主治医との連携確保や訪問看護計画の見直しを含め、指定訪問看護の実施に関する休日・祝日なども含めた計画的な管理を継続して行った場合に加算されます。

☐複数名精神科訪問看護加算（30分以上の訪問看護を実施した場合）

主な訪問者である「看護師」が算定要件を満たしていれば、同行（従たる）する看護師は算定要件を満たしていなくてもよい。精神科訪問看護指示書の「複数名訪問の必要性」の欄に「あり」と「理由」の記載があり、利用者又は家族の同意を得た場合に算定できるが、「1日の訪問回数」により異なる。

□退院時共同指導加算

退院または介護老人保健施設の退所にあたって、訪問看護師が入院・入所先に出向き、在宅療養生活について医師または看護師等と共同して指導を行った場合、退院、退所後の初回の訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。

□退院支援指導加算

退院当日に（別表7・8に該当）訪問看護が必要な方。次の訪問看護で算定します。退院日は訪問看護療養費を算定しません。

□長時間精神科訪問看護加算

長時間の訪問看護を要する者に対して、1回の訪問看護が90分を超えた場合に算定します。

別表8に掲げる者 5200円（週1回）

精神科特別訪問看護指示書に係る利用者 同上

厚生労働大臣が定める者（別表7） 5200円（週3回）

□訪問看護情報提供療養費1

関係機関からの求めに応じて、利用者またはその家族の同意を得て、訪問看護を行った日から2週間以内に居住地の市区町村（自治体）、保健所、精神保健福祉センターなどに対して、訪問看護に関する情報提供をした場合に算定します。

＜算定対象者＞

- ・厚生労働大臣が定める疾病等の者
- ・特別管理加算対象者（別表8）
- ・精神障害を有する者またはその家族等

□訪問看護情報提供療養費3

保険医療機関、介護老人保健施設または介護医療院に入院または入所する利用者に対して、利用者またはその家族の同意を得て、保険医療機関の主治医に訪問看護に係る情報を速やかに提供した場合に算定します。

*厚生労働大臣が定める疾病等（別表7）

●末期の悪性腫瘍 ●多発性硬化症 ●重症筋無力症 ●スモン ●筋萎縮性側索硬化症 ●脊髄小脳変性症 ●ハンチントン病 ●進行性筋ジストロフィー症 ●パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）） ●多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシヤイ・ドレーガー症候群） ●プリオン病 ●亜急性硬化性全脳炎 ●ライソゾーム病 ●副腎白質ジストロフィー ●脊髄性筋萎縮症 ●球脊髄性筋萎縮症 ●慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ●後天性免疫不全症候群 ●頸髄損傷 ●人工呼吸器を使用している状態

*厚生労働大臣が定める状態（別表8）

1. 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者

2. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
3. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
4. 真皮を越える褥瘡の状態にある者
5. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

□訪問看護医療 DX 情報活用加算

指定訪問看護ステーションにおいて、居宅同意取得型のオンライン等確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供することに係る評価が新設されました。